

困つたなあ

佐々木知子
法律相談

に答えます

亡き妹の子供を
引き取りたいと思うのですが…。

先生には仕事の関係で前にお世話になりましたが、ちょっと私的なことでご相談です。実は私の妹が3カ月前、交通事故で亡くなってしまいました。まだ36歳。私は違い、小さい時から非常に活動的で、写真家として世界各地に出掛け、雑誌の連載も持っていました。若い時に恋愛結婚して子供が一人できましたが、すぐに離婚。甥は10歳になりますが、養育費は全くもらっていないとか。とにかく元夫とは完全な没交渉で、旅に出る時は私に甥を預けていました。彼は伯母の私と祖父母に懐き、父親のことを話したことはありません。

自分にもし何かあれば子供のことは頼むねと言われていまし来ようとは。したいことが山ほどあります。遺された甥の今後ですが、親権者だった妹が亡くなつた今、親権は父親に行くのでしょうか。彼が今どこでどうしているのか、もちろん調べれば分かるでしょうが、全く情報がありません。

父親の問題さえなければ、私が甥の面倒を見たいと思つてします。それが妹の遺志だったし、私にとつても唯一の係累です。私は40歳で、実は一度結婚しましたが子供はできず、今更結婚して子供ができるとも思いません。私がなるのは後見人であります。養子縁組をしてでもちろん良いですが、大事なことなので、いろいろお聞きしようと思つた次第です。

それは本当に悲しく、つらいことです。若くして亡くなつたご本人が一番つらかったでしょうね。妹さんは、遺言は書いておられなかつたのですよね。実は親権者は遺言で未成年後見人を指定できるのです（民法839条）。そこに「姉を」と書いてあれば、そこで決まりました。遺言がないので、家裁に後見人選任の申立てをしますが（840条）、その際候補として自らを擧げることがあります。家裁は調査官をつけいろいろな事情を調べ、もちろん未成年被後見人（＝甥）自身にも尋ねて、最もふさわしい後見人を選びます。

甥御さんは「妹さんの唯一の相続人なので、差し当たつて事故の補償金も受け取りますが、法律的なことは未成年ではできないので、後見人が必要です。元夫が離婚後も養育費支払いと面会交流を続けて父親たるにふさわしく、自ら親権が欲しいと申し立てる場合には取れるかもしれません、このケースでは該当しません。

近い親族がいてくれて、甥御さんは本当に良かったです。中には親が亡くなつて誰も近親者がいなかつたり、いても疎遠たり引き取らないという場合もあり、最悪児童施設に入ることにもなります。後見人は被後見人が成人になる18歳までのもので、戸籍も別々のままで（甥の戸籍に後見人情報が載るだけ）。対して養子縁組は親子関係を創出するものなので、今後離縁しない限り、ずっと続きます。ただ、今は甥が未成年なので家裁の許可が必要です（798条）。養子縁組をすればよいし、いつたん後見人に就任後に改めて養子縁組をするのも構いませんよ。甥御さんが18歳になれば養子縁組に家裁の許可は不要です。以上は普通の養子縁組で、昨今知られるようになった特別養子縁組は夫婦でないとできませんので、念のために。



佐々木知子
弁護士
帝京大学法学部教授